

優良産廃処理業者認定制度の手引き

奈良県環境森林部廃棄物対策課

令和 8年 4月

<目次>

1. はじめに
2. 優良産廃処理業者認定制度の概要
3. 優良基準
 - (1) 遵法性と実績に係る基準
 - (2) 事業の透明性に係る基準
 - (3) 環境配慮の取組に係る基準
 - (4) 電子マニフェストに係る基準
 - (5) 財務体質の健全性に係る基準
4. 優良認定の申請について
 - (1) 申請方法
 - (2) 許可申請時に省略することができる申請書類
 - (3) 許可更新の期限を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与
 - (4) 許可証への記載と優良産廃処理業者リストの公表
 - (5) 申請先
 - (6) 許可証等

1. はじめに

この手引きは制度の概略を説明するものです。制度の詳細については、環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を参照してください。

リンク先(環境省 HP) <https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

2. 優良産廃処理業者認定制度の概要

この制度は、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。

産業廃棄物処理業者等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(以下、「優良基準」という。)とは、(1) 遵法性と実績、(2) 事業の透明性、(3) 環境配慮の取組、(4) 電子マネーフェスト、(5) 財務体質の健全性 です。

これら(1)から(5)の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

- ア) 通常5年の許可期限が7年になります。
- イ) 交付する処理業の許可証に、「優良」と表記します。
- ウ) 本県の HP において、「優良基準に適合した事業者」として公表します。

3. 優良基準

(1) 遵法性と実績に係る基準

この基準は、通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間(更新前の許可有効期間。従前の許可の有効期間が5年に満たない場合にあつては、直近の5年間)にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものです。

この基準に適合するためには、優良認定を受けようとする都道府県・政令市による特例不利益処分のみならず、その他の都道府県・政令市や環境大臣による特定不利益処分についても受けていないことが必要となります。

また、5年以上継続して、優良認定を受けようとする都道府県・政令市の産業廃棄物処理業等の許可を取得していることも必要となります。

＜特定不利益処分一覧＞

特定不利益処分の種類		廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14の3(第14条の6において準用する場合を含む。)
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
7	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
8	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
9	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項(第19の10第1項において準用する場合を含む。) 第19条の4の2第1項 第19条の5第1項(第19条の10第2項において準用する場合を含む。) 第19条の6第1項

(2) 事業の透明性に係る基準

この基準は、事業の透明性が確保されていることの証明として、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間(申請の際の直前の半年以上。7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間)インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものです。

また、令和2年9月23日付環境省告示第74号により、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団(以下「財団」という。)が環境大臣の指定を受けたことに伴い、財団は、事業の透明性に関する基準の適合についての証明書(以下「適合証明書」という。)を

発行することとなりました。

これにより、優良認定を受けようとする都道府県・政令市に対し、適合証明書を提出した場合は、優良認定の審査業務における事業の透明性の確認にあたり、インターネットの公表事項の内容確認等が不要となり、適合証明書を確認すれば足りることとなりました。

なお、適合証明書の発行に関する問い合わせは下記を参照してください。

【問い合わせ先】

公財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム
電話:03-4355-0160(産廃情報ネット・さんぱいくん専用)

① 公表期間

＜事前情報公表期間＞

	場 合	事前情報公表期間	根拠条文
1	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等

② 情報公表媒体

情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされています。「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定されます。一方、パンフレットや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められません。

③ 公表事項

事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、以下の通りです。

＜情報公表項目＞

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名等については一年に一回以上※)	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度(運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上※)	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上※		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上※	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上※		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上※		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上※		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上※)	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

※ 掲載している内容に変更がない場合でも、一年に一回以上の更新が必要です。

(3) 環境配慮の取組に係る基準

この基準は、環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものです。

これらの認証制度の詳細については、下記ホームページを参照して下さい。

- ・ISO14001 <https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
- ・エコアクション 21 <https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

(4) 電子マニフェストに係る基準

この基準は、廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。)が運営する電子マニフェストシステム(通称:JWNET)に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものです。

なお、加入証の加入区分が「処分業者」の場合、「収集運搬業」の許可申請の基準を満たしているとはいえないため、ご留意下さい。

システムの詳細や加入方法等については、下記ホームページを参照して下さい。

- ・日廃振センターのホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>
- ・JWNETのリーフレット <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/leaflet.pdf>

(5) 財務体質の健全性に係る基準

この基準は、財務体質が健全であることの証明として、下表に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものです。

<財務体質の健全性に係る基準の全体像>

	基準	概要
①	自己資本比率	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。 イ) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自

		己資本比率が10%以上であること ロ)前事業年度における営業利益金額等が零を超えること
②	経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税(※)、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

※産業廃棄物処理業の実施に関連のある税とは、具体的には以下のとおりです。

(国税) 法人税及び消費税

(都道府県税) 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税

(市町村税) 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税

4. 優良認定の申請について

(1) 申請方法

優良認定の申請をする場合、下表に掲げる書類を提出して下さい。

＜申請書類一覧＞

	書 類	要否(○:必要)	
		収集運搬業	処分業
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 (廃棄物対策課のホームページよりダウンロードして下さい)	○	○
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 ア) 適合証明書を取得している場合 ・適合証明書 イ) 産廃情報ネットで公開している場合 ・履歴証明書(事業者自ら印刷したもので可) ウ) 自社のホームページで公開している場合 ・自社のホームページを印刷したもの ※6ヶ月以上公開していたことが分かる書類を提出すること。	○	○
③	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 下記のいずれかの認証証の写し ・ISO14001 ・(一社)持続性推進機構による認証証(エコアクション21)	○	○

	・(一社)持続性推進機構と相互認証されている地域版EMSの認証証及び相互認証確認書		
④	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 ・電子マニフェストシステム加入証の写し (申請区分に応じ、処分業、収集運搬業のものを提出すること)	○	○
⑤	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類 ・各種納税証明書	○	○
⑥	現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し (申請区分に応じ、処分業、収集運搬業のものを提出すること)	○	○
⑦	直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。)	○	○

(2) 許可申請時に省略することができる申請書類

優良基準に適合していることが確認された処理業者については、当該対象区分の許可の更新を行う際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で規定された許可申請時の添付書類のうち、以下のものを省略することができます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び、法人税の納付すべき額と納税済額を証する書類
- ・ 定款及び寄附行為
- ・ (処分業許可申請の場合は) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

(注) 申出書類に不備のないことが確認された場合に限り、上記書類の省略ができますが、その後の審査の結果、優良基準に適合していないことが明らかになった場合には、省略した添付書類を提出していただきます。

(3) 許可更新の期限を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

令和2年2月25日付け環循規発第 2002251 号通知「優良産廃処理業者認定制度の運用について(通知)」により、優良産廃処理業者の制度の活用を促す観点から、現に受けている許可の更新の期限を待たずして、改めて優良産廃処理業者としての許可の更新を受けるための申請が認められることになりました。

この場合、新たな許可の期限は、更新の許可の日から7年間となります(従前の許可

の期限から7年間とはなりません)。

(4) 許可証への記載と優良産廃処理業者リストの公表

申請者が優良基準に適合している場合、優良認定を行い、優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付します。

この場合の許可の有効期間は、7年となります。

また、当該処理業者をリスト化してホームページで広く一般に公表します。

(注1) 上記の公表後において、当該処理業者が都道府県知事等による改善命令や措置命令等不利益処分を受けるなど、評価基準に適合しなくなった場合(処理業者が自ら評価基準を満たさなくなったことを申し出た場合を含む。)は、当該処理業者が依然として評価基準に適合していると排出事業者等が誤解することを防ぐため、上記優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除します。

また、上記の公表後において、当該処理業者の公開情報について、虚偽記載や情報の更新不履行などの疑義が生じた場合は、必要な調査を行い、場合によっては優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除することがあります。

(注2) 申出時点において、既に優良基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合(虚偽の申出等)には、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証を修正するとともに、優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除します。

(5) 申請先

- ・収集運搬業(積替え保管を含まない)で、申出者の住所が奈良県外または奈良市の方

奈良県廃棄物対策課へ**正本1部、副本1部**を提出してください。

なお、申請をする際は、事前に予約をお取りください。

○ 奈良県 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-8748(8747)

- ・収集運搬業(積替え保管を含まない)で、申出者の住所が奈良市以外の奈良県内の方

奈良県保健環境研究センターへ**正本1部、副本1部**を提出してください。

なお、申請をする際は、事前に予約をお取りください。

○ 奈良県保健環境研究センター 〒633-0062 桜井市粟殿1000 TEL 0744-47-3805
--

※ 収集運搬業(積替え保管を含む)、中間処理業及び最終処分業の場合は、奈良県保健環境研究センターに**正本1部、副本2部**を提出してください。

(6) 許可証等

審査終了後、許可証、副本1部(収集運搬業(積替え保管を含まない)場合は、受理時に副本の返却を行います)を申請窓口でお渡しします。

送付を希望される方はあらかじめ、返信用封筒を申請窓口提出して下さい。

(例) 追跡可能な「レターパック」、「特定記録」、「簡易書留」